

1 年未満保存
機 密 性 1

基監発0401第11号

平成26年4月1日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

「大量整理解雇事案等に対する対応の実施状況について」の一部改正について

平成24年3月2日付け基監発第0302第1号「大量整理解雇事案等に対する対応の実施状況について」の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知されたい。

改正後	現行
<p>大量整理解雇事案等に対する対応については、平成20年12月9日付け地発第1209001号、基発第1209001号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」（以下「連名通達」という。）等に基づき、必要な情報収集、啓発指導等の対応を行ってきたところである。加えて、近時は、急激な円高の影響等により電気機械器具製造業等の製造業を中心に生産拠点の再編等が行われ、それに伴い労働者を対象とした退職勧奨、出向、配置転換等の事案も漸増している。特に、大手電機メーカー等に係る事案については、多くの都道府県にわたるものや地方自治体を巻き込み地域で問題となっているものなど、社会的に注目されるものも少なくない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成24年2月14日付け基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」においては、解雇・雇止め等のほか、退職勧奨、出向等について、必要な啓発指導を実施するよう、改めて指示されたところである。</p> <p>については、今後の行政運営に当たって、啓発指導の実施状況について把握する必要があるので、下記により報告するようお願いする。</p>	<p>大量整理解雇事案等に対する対応については、平成20年12月9日付け地発第1209001号、基発第1209001号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」（以下「連名通達」という。）等に基づき、必要な情報収集、啓発指導等の対応を行ってきたところである。加えて、近時は、急激な円高の影響等により電気機械器具製造業等の製造業を中心に生産拠点の再編等が行われ、それに伴い労働者を対象とした退職勧奨、出向、配置転換等の事案も漸増している。特に、大手電機メーカー等に係る事案については、多くの都道府県にわたるものや地方自治体を巻き込み地域で問題となっているものなど、社会的に注目されるものも少なくない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成24年2月14日付け基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」（以下「留意通達」という。）においては、解雇・雇止め等のほか、退職勧奨、出向等について、必要な啓発指導を実施するよう、改めて指示されたところである。</p> <p>については、今後の行政運営に当たって、啓発指導の実施状況について把握する必要があるので、下記により報告するようお願いする。</p>

なお、平成23年4月11日基監発0411第2号「東日本大震災に伴う解雇・雇止め等に対する対応の実施状況について」記の1及び2に基づく報告は、本年3月9日報告分から、啓発指導を実施した場合に限って報告することに改めることとする。

記

(削除)

1 社会的に注目される事案について

連名通達記の2(3)に基づき実施した啓発指導のうち、大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案など、社会的に注目されるようなものについては、別紙様式により、当課監督係あて随時報告すること。

なお、平成23年4月11日基監発0411第2号「東日本大震災に伴う解雇・雇止め等に対する対応の実施状況について」記の1及び2に基づく報告は、本年3月9日報告分から、啓発指導を実施した場合に限って報告することに改めることとする。

記

1 啓発指導の実施件数について

連名通達記の2(3)及び留意通達記の3(1)に基づき実施した啓発指導については、別紙様式1により取りまとめ、毎月1日から末日までの状況を翌日10日までに、当課監督係あて報告すること(初回は、平成24年3月1日から3月末日分を4月10日までに報告。)

2 社会的に注目される事案について

上記1による啓発指導のうち、大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案など、社会的に注目されるようなものについては、上記1による報告のほか、別紙様式2により随時報告すること。

2 その他

上記1の報告に当たっては、労働基準行政情報システムの電子メール（FAX不可）にて下記担当あてを行うこと。

3 その他

上記1及び2の報告に当たっては、労働基準行政情報システムの電子メール（FAX不可）にて下記担当あてを行うこと。

(削除)

別紙様式1

大量整理解雇等の事案に対する指導件数

期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

1 指導の実施事業場数：  事業場(注1)

2 指導の内訳

事業場 業種	①整理解雇について 警告指導したもの	②解雇・雇止めにつ いて警告指導したも の(①を除く。)	③解雇予告、雇止め の予告等(注2)につ いて指導したもの(注3)	④退職勧奨につ いて警告指導したもの	⑤出向・配置転換に ついて警告指導した もの	⑥賞与不払、退職金 の取戻金支払等につ いて指導したもの (注3)	計
正社員							
有期契約 労働者 (期間工等)							
派遣労働者							
その他							
計							

(注1) 警告指導を行った事業場数を計上すること。なお、1事業場に対し、複数の事項について指導を行った場合には、各事項(①～⑥)にそれぞれ計上すること。  
(注2) 解雇予告(労働法第20条)、雇止めの予告等(雇止の基準)について指導したものを計上すること。  
(注3) 賞与(休業手当)不払、退職金・社内預金の取戻金支払等について指導したものを計上すること。

大量整理解雇等の社会的に注目される事案(注)

馬番					
番号					
馬通し番号					
事業場	事業場名				
	再編等(事業場の閉鎖、統合等)実施日		平成 年 月 日		
	雇用形態		正社員	有期契約労働者	その他
	削減対象者数(人)				
	出向・転任対象者数(人)				
事業の概要					
対応日	馬実施		平成 年 月 日		
	審実施		平成 年 月 日		
対応状況	1 労働基準行政の対応 ① 労働基準関係法令違反の是正指導状況 ② 是正指導の内容 ③ 削減制度の運用 ④ 事業実況と共同の指導の有無等				
	2 善処指導を受けた企業の対応 ① 善処指導の見直し ② 削減・廃止等の見直し ③ 削減制度の見直し ④ 出向・転任等の見直し ⑤ 労働者への説明の徹底 ⑥ 削減制度を適用しての雇用の維持等				
	3 職業安定行政の対応(労働基準行政とは別途。実施した場合) ① 指導の内容 ② 指導を受けた企業の対応等				
	4 その他 ① 労働局の対応(削減本部の設置、当該企業への支援等) ② 地方自治体の対応(支援の内容、支援等を受けた企業の対応等)				

(注) 大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案などという。

大量整理解雇等の社会的に注目される事案(注)

馬番					
番号					
馬通し番号					
事業場	事業場名				
	再編等(事業場の閉鎖、統合等)実施日		平成 年 月 日		
	雇用形態		正社員	有期契約労働者	その他
	削減対象者数(人)				
	出向・転任対象者数(人)				
事業の概要					
対応日	馬実施		平成 年 月 日		
	審実施		平成 年 月 日		
対応状況	1 労働基準行政の対応 ① 労働基準関係法令違反の是正指導状況 ② 是正指導の内容 ③ 削減制度の運用 ④ 事業実況と共同の指導の有無等				
	2 善処指導を受けた企業の対応 ① 善処指導の見直し ② 削減・廃止等の見直し ③ 削減制度の見直し ④ 出向・転任等の見直し ⑤ 労働者への説明の徹底 ⑥ 削減制度を適用しての雇用の維持等				
	3 職業安定行政の対応(労働基準行政とは別途。実施した場合) ① 指導の内容 ② 指導を受けた企業の対応等				
	4 その他 ① 労働局の対応(削減本部の設置、当該企業への支援等) ② 地方自治体の対応(支援の内容、支援等を受けた企業の対応等)				

(注) 大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案などという。